

福岡県公報

平成27年5月1日
第3690号

目次

告示 (第468号 - 第484号)

○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○地方卸売市場の廃止の許可	(水産振興課) …………… 3
○卸売業務の廃止の届出	(水産振興課) …………… 3
○指定代理納付者の指定	(税務課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
公 告	
○落札者等の公示	(税務課) …………… 7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(健康増進課) …………… 7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 7

○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 14
○落札者等の公示	(税務課) …………… 14
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 16
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画	(農山漁村振興課) …………… 16
○宅地建物取引業者の業務の停止	(建築指導課) …………… 16

人事委員会

○平成27年度福岡県職員採用 (I類・II類・III類・民間企業等職務経 験者) 試験の施行	(人事委員会事務局任用課) …………… 17
○平成27年度福岡県職員採用選考試験 (前期) の実施	(人事委員会事務局任用課) …………… 19

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) …………… 22
----------	-----------------------

公安委員会

○狩猟及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活安全総務課) …………… 29
○狩猟及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活安全総務課) …………… 29
○狩猟の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)	…………… 30

告 示

福岡県告示第468号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。)

第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する区域

鞍手郡鞍手町大字室木字岩川内766番5の一部、766番6の一部、766番7の一部、766番8の一部、766番9の一部、766番10、766番11の一部、766番12の一部、767番2の一部、767番7の一部、768番1の一部及び770番1の一部並びに里道（同766番8地先）の一部

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分

法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	塔瀬 十文字線 小郡	前	朝倉市佐田4770番1先から 朝倉市佐田4777番1先まで	7.9 ～ 49.7	100.0
			後	朝倉市佐田4770番1先から 朝倉市佐田4777番1先まで	7.9 ～ 58.2	100.0

福岡県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年5月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	塔瀬 十文字線 小郡	朝倉市佐田4770番1先から 朝倉市佐田4777番1先まで

福岡県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
北九州	県道	中間線 水巻	前	遠賀郡水巻町頃 末南一丁目723 番5先から 遠賀郡水巻町頃 末北四丁目1237 番12先まで	11.0 ～ 80.0	447.4	うち水巻 芦屋線重 延長110.0 メートル
			後	遠賀郡水巻町頃 末南一丁目723 番5先から	27.0 ～	360.0	

			遠賀郡水巻町頃末北四丁目1234番25先まで	80.0	
--	--	--	------------------------	------	--

福岡県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	水 巻 線 芦 屋	前	遠賀郡水巻町頃末北四丁目1019番55先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁目1234番28先まで	11.0 ～ 28.0	158.0
			後	遠賀郡水巻町頃末北四丁目1234番25先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁目1234番28先まで	23.0 ～ 28.0	48.0

福岡県告示第473号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定に基づき、次のように地方卸売市場の廃止の許可をしたので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
---------	----------	---------	---------------	------------

地方卸売市場 八女魚市場	八女市大字蒲原字溝越1301	水産物部	福岡県魚市場株式会社 代表取締役 戸上 深剛	平成27年 3月31日
-----------------	----------------	------	------------------------------	----------------

福岡県告示第474号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務の廃止年月日
地方卸売市場 八女魚市場	八女市大字蒲原字溝越1301	水産物部	福岡県魚市場株式会社 代表取締役 戸上 深剛	平成27年 3月31日

福岡県告示第475号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

ヤフー株式会社

(2) 所在地

東京都港区赤坂九丁目7番1号

2 指定した日

平成27年4月1日

3 指定期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

4 対象となる歳入

平成27年度定期自動車税

ふるさと寄附金

福岡県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	西 島 筑 邦 線	前	久留米市安武町住吉738番2先から 久留米市安武町住吉766番先まで	4.5 ～ 5.4	83.5
			前	久留米市安武町住吉738番2先から 久留米市安武町住吉766番先まで	7.0 ～ 7.7	91.8
			後	久留米市安武町住吉738番2先から 久留米市安武町住吉766番先まで	4.5 ～ 5.4	83.5

福岡県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年5月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	吉 井 恵蘇宿 線	うきは市吉井町1004番13先から うきは市吉井町新治277番1先まで

福岡県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
福 岡	県道	福 岡 東環状 線	前	糟屋郡粕屋町大字江辻1090番3先から 糟屋郡粕屋町長者原東三丁目300番5先まで	6.8 ～ 32.3	1,770.0	
			前	糟屋郡粕屋町大字江辻1090番3先から 糟屋郡粕屋町大字仲原1845番6先まで	6.0 ～ 65.7	3,321.0	うち一般国道201号重用 延長581.0メートル
			後	糟屋郡粕屋町大字江辻998番1先から	6.9 ～	2,273.0	

			糟屋郡粕屋町長者原東三丁目300番5先まで	32.3		
		後	糟屋郡粕屋町大字江辻1046先から 糟屋郡粕屋町大字仲原1845番6先まで	25.0 ～ 55.0	2.421.0	

福岡県告示第479号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
糟屋郡宇美町大字炭焼字内野谷右1116の21、1116の25
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字内野谷右1116の21・1116の25（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第480号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川喜多良字迫298、303、字ニデノ木1800
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	一般 国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字西隈 387番49先から 筑紫郡那珂川町道善五丁 目60番1先まで	12.4 ～ 69.6	1,560.0
			後	筑紫郡那珂川町大字西隈 387番49先から 筑紫郡那珂川町道善五丁 目60番1先まで	12.4 ～ 69.6	1,560.0

福岡県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年5月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	385号	筑紫郡那珂川町西隈三丁目311番先から 筑紫郡那珂川町西隈三丁目212番6先まで

福岡県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
那 珂	県道	入 部 中 原 線 停 車 場	前	筑紫郡那珂川町 大字五ヶ山21番 2先から 筑紫郡那珂川町 大字五ヶ山228 番3先まで	3.6 ～ 55.0	2,239.8	うち一般 国道385 号重用 延長987.3 メートル
			前	筑紫郡那珂川町 大字五ヶ山1561 番3先から 筑紫郡那珂川町 大字五ヶ山228 番3先まで	3.6 ～ 130.0	4,628.8	うち一般 国道385 号重用延 長1,941.0 メートル
			後	筑紫郡那珂川町 大字五ヶ山21番 2先から 筑紫郡那珂川町 大字五ヶ山228 番1先まで	3.6 ～ 55.0	2,239.8	うち一般 国道385 号重用 延長110.7 メートル
			後	筑紫郡那珂川町 大字五ヶ山1561 番3先から 筑紫郡那珂川町 大字五ヶ山228 番1先まで	3.6 ～ 109.6	4,628.8	うち一般 国道385 号重用延 長1,941.0 メートル

福岡県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年5月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女 香春線	八女市星野村8160番6先から 八女市星野村8015番1先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
県税に係る収納管理事務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社福岡銀行
 - (2) 住所
福岡市中央区天神二丁目13番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
31,850,064円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（d）に該当

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで調理師法施行細則（昭和34年福岡県規則第60号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
本規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の制定による調理師法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
平成27年4月28日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - ・液体クロマトグラフタンデム質量分析装置賃貸借
 - ・保管場所管理システム用標章印字機賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数

- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
 チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務センター調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
 申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年5月21日（木曜日）までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

液体クロマトグラフタンデム質量分析装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成27年9月1日から平成34年8月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部科学捜査研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年6月11日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	08	リース、レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 - (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
 - (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2237
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成27年5月1日（金）から平成27年6月10日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
 - (2) 提出期限
平成27年6月11日（木）午後5時45分
 - (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

- (2) 日時
平成27年6月12日（金）午前11時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for Liquid Chromatograph Tandem Mass Spectrometer.
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on June 11, 2015
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141(Ext.2237)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
保管場所管理システム用標章印字機賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成27年7月1日から平成34年6月30日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年6月11日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成27年5月1日（金）から平成27年6月10日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成27年6月11日（木）午後5時45分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成27年6月12日（金）午前11時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札内訳書の積算が誤った入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for motor vehicle parking space registration sticker printers for such registration management system.
- (2) Time Limit of Tender

5:45 PM on June 11, 2015

- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141(Ext.2237)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 イオンモール大牟田
 - (2) 所在地 大牟田市岬町3番4ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) コメリホームセンターうきは店
 - (2) 所在地 うきは市吉井町鷹取1625番地ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人あゆみの会
 - (2) 代表者の氏名
金子 義郎
 - (3) 主たる事務所の所在地
朝倉市甘木655番地1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族に対して、地域における理解を深める活動並びに障害者の社会的自立のための作業所の運営等に関する事業を行い、障害者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
自動車二税申告受付等に係る業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
福岡県自動車販売店協会
 - (2) 住所
福岡市東区千早三丁目9番23号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
188,676,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（b）に該当

公告

大川東部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 退任理事

氏名	住所
宮原 充實	大川市大字中木室595番地
宮原 洋	大川市大字下木佐木153番地
柿添 英幸	大川市大字下木佐木293番地
田中 善信	大川市大字下牟田口410番地
田中 利範	大川市大字下牟田口264番地
宮崎 隆夫	大川市大字下牟田口417番地1
野口 能男	大川市大字下牟田口1558番地
枝光 徳安	大川市大字下牟田口1510番地
宮崎 政行	大川市大字下牟田口1190番地3
宮崎 泉	大川市大字下牟田口987番地
福山 義信	大川市大字大橋207番地3
杉 政直	三潞郡大木町大字上牟田口579番地1

2 退任監事

氏名	住所
宮原 豊	大川市大字下木佐木384番地3
田中 常臣	大川市大字下牟田口499番地1
枝光 勝博	大川市大字下牟田口1475番地1

3 就任理事

氏名	住所
宮原 九州男	大川市大字中木室693番地12
宮原 洋	大川市大字下木佐木153番地
柿添 英幸	大川市大字下木佐木293番地
田中 範昭	大川市大字下牟田口404番地1
宮崎 達三	大川市大字下牟田口646番地
田中 邦雄	大川市大字下牟田口1501番地1

野口 能男	大川市大字下牟田口1558番地
枝光 勝博	大川市大字下牟田口1475番地 1
宮崎 政行	大川市大字下牟田口1190番地 3
宮崎 泉	大川市大字下牟田口987番地
福山 義信	大川市大字大橋207番地 3
杉 政直	三潞郡大木町大字上牟田口579番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
柿添 博文	大川市大字下木佐木299番地 1
田中 健吾	大川市大字下牟田口459番地
後藤 孝一	大川市大字下牟田口1356番地 1

公告

苅田町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
浦田 松雄	京都郡苅田町大字葛川52番地 1

2 就任理事

氏 名	住 所
渡邊 宅生	京都郡苅田町大字葛川129番地 2

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか14市町村の平成27年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小 川 洋

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
北九州市	若松区 老松一丁目・二丁目、大井戸町・桜町・中川町・西園町の各一部 小倉南区 沼緑町一丁目・三丁目・四丁目・五丁目・葛原東二丁目・三丁目の各一部	平成27年4月13日から 平成28年3月31日まで
福岡市	千隈六丁目、飯倉七丁目の一部	〃
田川市	弓削田・猪国・伊加利・夏吉・伊田の各一部	〃
行橋市	西宮市二丁目・三丁目・四丁目の各一部	〃
小郡市	三国が丘・三沢・横隈・乙隈の各一部	〃
春日市	千歳町	〃
古賀市	谷山の一部	〃
宮若市	下有木・山口の各一部	〃
みやま市	瀬高町本郷・瀬高町上庄・瀬高町下庄の各一部	〃
香春町	大字香春・大字鏡山の各一部	〃
糸田町	中糸田・下糸田・上糸田・南糸田の各一部	〃
大任町	今任原の一部	〃
赤村	赤の一部	〃
みやこ町	鏡畑、犀川本庄の一部	〃
上毛町	大字吉岡・大字大ノ瀬・大字八ツ並・大字成恒・大字安雲・大字緒方の各一部	〃

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者について次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成27年5月1日

福岡県知事 小 川 洋

免 許 番 号	事務所の所在地、商号 及び代表者の氏名	処 分 内 容
福岡県知事(1) 第16850号	福岡市博多区博多駅東3-13-21 エフビルウイング7F 株式会社キミエ 代表者 出光 明美	宅地建物取引業務の全部の停止 (平成27年5月7日から同月21 日までの15日間)

人事委員会

公告

福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者）試験を別表のとおり施行する。

平成27年5月1日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

平成27年度福岡県職員採用試験

回数	種類	試験区分	受験資格		試験日	試験種目	試験地	合格者発表		受付期間	試験の特例等	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他
								発表日	発表の方法					
第167回	I類	行政 教育行政 児童福祉 土木建築 機械学 農業土木 林業畜産 水産 獣医師 薬剤師	年齢	①昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 ②平成4年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者	第1次	6月28日	福岡市 東京都	第1次	7月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成27年5月18日から平成27年5月29日まで なお、郵送による申込みは平成27年5月29日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成27年5月18日から平成27年5月26日まで	I類行政及び教育行政、II類（農業を除く。）並びにIII類（土木を除く。）については、点字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂） ⑦各大学、短大等の就職担当窓口	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				①昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②平成6年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者	第2次	7月中旬 8月上旬								
第168回	II類	農業	資格・免許	平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	第1次	8月23日	福岡市 東京都	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成27年7月13日から平成27年7月24日まで なお、郵送による申込みは平成27年7月24日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成27年7月13日から平成27年7月21日まで	①持参又は郵送の場合は、平成27年8月17日から平成27年8月28日まで なお、郵送による申込みは平成27年8月28日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成27年8月17日から平成27年8月25日まで	※①については郵送による申込用紙の請求もできる。 ※②については民間企業等職務経験者採用試験を除く。	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				児童福祉司の任用資格を有する者又は平成28年3月までに資格を取得する見込みの者 それぞれの免許を有する者又は平成28年5月までに免許を取得する見込みの者	第2次	10月11日 11月上旬								
第169回	II類	行政事務 教育行政 警察事務	年齢	昭和31年4月2日以降に生まれた者で、平成27年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者	第1次	9月27日	福岡市	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成27年5月18日から平成27年5月29日まで なお、郵送による申込みは平成27年5月29日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成27年5月18日から平成27年5月26日まで	I類行政及び教育行政、II類（農業を除く。）並びにIII類（土木を除く。）については、点字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂） ⑦各大学、短大等の就職担当窓口	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	第2次	10月11日 11月中旬								
第169回	III類	一般事務 教育行政 警察事務 土木	年齢	平成4年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。）	第1次	9月27日	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成27年5月18日から平成27年5月29日まで なお、郵送による申込みは平成27年5月29日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成27年5月18日から平成27年5月26日まで	I類行政及び教育行政、II類（農業を除く。）並びにIII類（土木を除く。）については、点字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂） ⑦各大学、短大等の就職担当窓口	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				土木は 教養試験 専門試験 上記以外は 教養試験	第2次	10月11日 11月中旬								

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 民間企業等職務経験者採用試験の「民間企業等における職務経験」とは、会社員又は自営業者として6ヶ月以上継続して就業すること（1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。）その他人事委員会が認めるものをいう。
なお、現に福岡県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）である者はこの試験を受験することができない。

公告

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

平成27年5月1日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

監査委員

監査公表第11号

平成27年2月26日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年5月1日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	井本邦彦

住民監査請求に係る監査結果

平成27年4月20日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成27年2月26日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求人の請求概要は、以下のとおりである。

福岡県福祉労働部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）は、職員が行うべき認定こども園の認定業務を「認定審査会」なる組織に行わせている。

この「認定審査会」は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関としての要件を全く満たしておらず、県組織として存在できるはずのない違法な組織である。

したがって、この「認定審査会」に認定こども園の認定業務を行わせることは、違法行為との指摘を免れることはできない。

この「認定審査会」の運営のための経費（平成26年4月1日から請求日までに支出した、報酬、旅費、コピー代、郵便料、会場借上料）に福岡県の予算が使用されていることに疑いの余地はなく、これは違法若しくは不当な公金の支出であると認められるところから、知事が行った公金の支出を今後は正するとともに、認定審査会における行為を防止するため、監査の実施を請求するものである。

(2) 事実証明書

- ア 資料1 認定こども園の認定審査会での指摘事項について
- イ 調査書 子育て支援課に係る「認定審査会」関係の公費の支出状況

第2 請求の要件審査

本請求は、自治法第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、平成27年2月26日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人のいう「認定審査会」に係る公金の支出に違法又は不当があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

子育て支援課を監査対象機関とした。

3 監査対象機関に対する監査

子育て支援課職員に対し、平成27年3月13日に「認定審査会」に係る公金の支出について関係書類の調査及び聴取調査を行った。

4 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年3月23日に請求人に対し陳述の機会を設けた。請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。その際、監査対象機関の立会いを認めた。

(1) 違法なものである「認定審査会」により、福岡県における認定こども園の認定業務に次のような影響が及んでいる。

- ① 認定申請者は、「認定審査会」の審査を経なければ認定こども園の認定を受けることはできない。
- ② 認定申請者は、「認定審査会」の指摘事項を受け入れ、従わなければ、認定こども園の認定を受けることはできない。
- ③ 常時行われるべき認定審査が、「認定審査会」の構成員の都合に左右され常時行われていない。

仮に、「認定審査会」には審査を行わず、「認定審査会」に意見を聴くだけである場合であっても、個別、具体的な認定申請に関して意見を聴く以上、その申請に適用される認定基準との関連で意見を求め、意見を述べることとなり、それは紛れもなく“審査”そのものである。

(2) 認定審査を行うために「認定審査会」は以下の理由で必要なものではない。

- ① 認定こども園の認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める施設の設定及び運営に関する基準を参酌して定めることとされており、その性格上、認定こども園の認定を受けた施設が、認定こども園として施設を運営していくにあたって従うべき基準（以下「運営上の基準」という。）を多く含んでいる。この確認作業のため、子育て支援課は法定外の多数の書類の提出を強制している。この行為は、行政手続法第32条及び福岡県行政手続条例第30条に反する違法な行為である。
- ② この法定外の多数の書類は、認定こども園（認定こども園の認定を受けた施設）が「運営上の基準」に沿って施設を運営するために必要となる書類であり、認定を受ける時点では必要のない書類である。「認定審査会」は、認定前の、未だ存在していない架空の認定こども園について、「運営上の基準」に沿って運営されているかどうかを審査している。決して、認定申請者が「認定基準」に適合しているかどうかを審査しているのではない。

要するに、「認定審査会」は法的に存在できないだけでなく、もともと認定審査を行う上において何ら必要性のないものである。

5 監査対象機関からの陳述の聴取

自治法第242条第7項の規定に基づき、平成27年3月23日に監査対象機関からの陳述の聴取を行い、以下の内容の陳述があった。その際、請求人の立会いを認めた。

(1) 認定こども園の認定について

幼稚園又は保育所等の設置者が認定こども園の認定申請を行った場合、知事は、その

施設が認定要件に適合しているかどうかについて審査することとなっている。

本県では、この認定要件について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定子ども園法」という。）に基づき、「福岡県認定子ども園の認定要件に関する条例」（平成 18 年福岡県条例第 54 号。以下「認定子ども園条例」という。）、「福岡県認定子ども園の認定要件に関する条例施行規則」（平成 18 年福岡県規則第 77 号。以下「条例施行規則」という。）及び「福岡県就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則」（平成 18 年福岡県規則第 78 号。以下「法律施行細則」という。）で規定している。

(2) 福岡県の認定子ども園の認定手順について

本県では、認定子ども園の認定審査について、その手順等を定めるため、認定子ども園制度が開始した平成 18 年度に、「認定子ども園 認定審査実施要領（以下「実施要領」という。）を作成し、平成 18 年度以来、これに沿って認定審査を実施している。

認定申請を予定している施設の設置者に対しては、事前相談の段階で、認定子ども園制度の趣旨、「実施要領」で定める認定手順について説明を行い、ご理解いただくとともに、認定申請の際に提出が必要な書類一覧を示しているところである。

認定審査は、「実施要領」に基づき、認定要件に適合しているかどうかを子育て支援課が申請者から提出された書類の内容をチェックして行っているが、教育・保育の現場に照らして、教育・保育の総合的な提供を効果的に行うことができるかなどについて専門的知識経験を有する者からの意見を参考とするため、「専門審査員」を置くこととしている。

専門審査員は、子育て支援課長の依頼に基づき、認定要件のうち、主に教育・保育の内容の要件等について意見を述べることとなっている。これは、教育・保育の内容の要件は、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならないことなどから、これらの専門的知識経験が必要であるためである。

なお、専門審査員は、学識経験者、幼稚園教諭、保育士、栄養士の資格を有する者若しくは同等の知識を有する者に委嘱することとしている。

専門審査員から意見を徴するため、子育て支援課は、専門審査員に申請書類の関係部分を事前に送付し、県庁舎内の会議室において「認定子ども園認定審査専門審査員会議」（以下「専門審査員会議」という。）を開催している。

以上のように、「専門審査員会議」の開催目的は、専門的知識経験を有する者から意見を求めるためであり、会議の定足数や議決方法も定めておらず、県に対して会議体として合議した意見を述べるものではなく、会議の場において各審査員が意見を述べるにとどまることから合議制の合議体でもない。よって、本会議は、自治法第 138 条の 4 第 3 項で法律又は条例によらなければ設置することができないとされている附属機関ではなく、請求人が主張されている「違法な組織」には該当しない。

専門審査員から徴した意見を踏まえ、子育て支援課は、認定審査に必要があると認める場合には、申請者に申請書類の修正や追記等を求めている。

なお、教育・保育の内容等について専門的な見地からいただいた助言等については、より質の高い教育・保育の提供を確保する観点から、改善が望ましいものについては、

書類の修正等までは求めないものの、できるかぎり事業開始までに修正等を行うよう申請者に依頼し、運営面の改善に取り組むよう伝達している。

認定こども園の認定については、専門審査員及び関係課の意見を参考に子育て支援課が認定審査を行ったのち、福岡県事務委任規則（昭和 40 年福岡県規則第 22 号）及び福岡県事務決裁規程（昭和 40 年 3 月福岡県訓令第 5 号）に基づく決裁により認定の可否について決定を行うこととなっている。

以上のとおり、認定こども園の認定業務は、子育て支援課で行っており、請求人が主張されている「職員が行うべき認定業務を、認定審査会に行わせている」という事実はない。

(3) 平成 26 年度の認定こども園の認定審査について

平成 26 年度は「専門審査員会議」を 4 回開催している（全て住民監査請求の対象期間である H26. 4. 1～H27. 2. 26 の間）。

専門審査員に対する報償費は、会議に出席し意見を述べる役務の提供に対して支払ったものである。また、旅費は、福岡県職員等旅費に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 57 号）により、往復実費を支給している。

6 陳述に対する意見

監査対象機関から平成 27 年 3 月 30 日に請求人の陳述に対する意見書が提出され、その概要は以下のとおりであった。

「専門審査員会議」は、申請書受理後、標準処理期間（60 日間）内に審査を終了するため必要な時期に適宜開催している。

「専門審査員会議」は「実施要領」に基づき、専門審査員から専門的な見地からの意見を聞くために開催するものであり、会議開催の暇がないとき又は専門審査員が会議に出席できない場合には、文書により意見を述べていただくこととしている。

以上のように、県では認定業務に支障が生じないよう、柔軟かつ適切な対応を行っているところである。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人の主張、監査対象機関に対する関係書類の調査及び聴取調査により、以下の事実を確認した。

(1) 認定こども園の認定事務について

① 認定こども園法第 3 条は、幼稚園又は保育所等の設置者は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の知事の認定を受けることができると規定している。

② 知事は、認定こども園条例、条例施行規則、法律施行細則及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間（平成 19 年 1 月 31 日設定）に基づき認定を行っている。

③ 認定手続については、「実施要領」に定められている。

(2) 「認定審査会」という名称について

請求人が「認定審査会」と呼んでいる会議について、監査対象機関は、請求書添付の資料 1 の請求人あてメールの件名では「認定審査会」と、指摘事項本文では「認定こども園認定専門審査員審査会」と称している。また専門審査員宛での会議開催通知では「認定こども園認定審査専門審査員会議」と称していることを確認した。

(3) 認定こども園の認定手続について

「実施要領」によると、「第 3 専門審査の実施」として、「1 事業者からの認定申請について、専門的知識経験を有する者による専門審査を行うため専門審査員を置く。」とされ、「3 専門審査員は、(子育て) 支援課長の依頼に基づき、主に『福岡県認定こども園の認定要件に関する条例』第 5 条(施設設備の要件)及び第 6 条(教育及び保育の内容の要件)に規定する要件に基づく審査を行い、意見を述べるものとする。」と定められている。「審査を行い」とされているが、監査対象機関によれば、「申請書の必要箇所を読んで、個々の専門員がそれぞれの意見を述べること」がその内容であるとのことであった。

また、「第 4 認定審査」として、「(子育て) 支援課は、専門審査員及び関係課の意見を参考に認定審査を行う。」とされ、「第 5 認定等」として、「1 (子育て) 支援課は、関係課の合議を経て、認定又は不認定の決定を行う。」と定められている。

なお、「実施要領」には、会議の定足数、議決方法、会長や委員長などの役職などは定められていない。また、個々の専門審査員の意見を取りまとめて専門審査員の総意として認定相当か否かを判断するような定めもない。

監査対象機関によれば、認定審査は標準処理期間 60 日以内に終了しなければならないことから、効率的に事務を処理するため、一度に意見を聴取できるように一堂に会する会議形式で行っているということであった。

(4) 「認定審査会」の指摘事項について

請求人は、「認定申請者は、「認定審査会」の指摘事項を受け入れ、従わなければ、認定こども園の認定を受けることはできない。」と主張している。

請求書添付の資料 1 「認定こども園認定専門審査員審査会(8月26日)指摘事項について」は、子育て支援課が専門審査員の意見を「指摘事項」として請求人あてにメールで通知したものである。その「指摘事項」の中には、認定審査に必要であるため必ず修正を要する事項と、より質の高い教育・保育の提供を確保する観点から認定申請書類の修正までは求めないものの、認定後事業開始までにはできる限り改善することが望ましい事項が混在しているという事実を確認した。

(5) 監査対象機関における支出の状況について

平成 26 年 4 月 1 日から請求日である平成 27 年 2 月 26 日までの間に、「専門審査員会議」は 4 回開催され、報償費(1人) 11,300 円×4 回+旅費(1人) 460 円×4 回=47,040 円が支出された。これら報償費及び旅費の他、コピー代、郵便料が支出されていたことを確認した。

2 判断

上記のとおり確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

(1) 認定こども園の認定審査については、「実施要領」に定められているが、「実施要領」には、「事業者からの認定申請について、専門的知識経験を有する者による専門審査を行うため専門審査員を置く。」(第3の1)と規定されているのみであり、「認定審査会」という名称についての規定はない。呼称については、上記第4の1(2)のとおり、請求人と監査対象機関で異なる名称を使用している。

しかし、規定上「実施要領」第3の1に専門審査員を置く旨の定めがあり、実際の事務処理においても、上記第4の1(3)のとおり、会議形式で意見聴取を行っている事実があることから、請求人のいう「認定審査会」なるものは、専門審査員による会議のことであると判断される。

(2) 知事(子育て支援課)は、自ら認定審査を行うに当たり、必要な専門的意見を求めるため、附属機関設置という形式でなく、個人である専門審査員を委嘱する形式を選択し、意見の聴取を行っている。また、その意見聴取を効率的に行うため、会議形式で事務処理を行っている。請求人のいう「認定審査会」は、専門審査員が意見を述べる場として機能しているにすぎないと判断される。

(3) 専門審査員に対して支出した報償費及び旅費については、会議に出席し意見を述べるという役務の提供に報いるために支出したものであり、コピー代及び郵便料については、会議に必要な支出と認められ、支出負担行為及び支出命令の事務手続きについても福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)等関係法令を遵守して適正に執行されていると判断される。

(4) 以上のことから、請求人の主張には理由がないので、本件請求を棄却する。

3 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、監査委員として次のとおり意見を述べる。

監査対象機関によれば、認定審査は専門的知識経験を参考にする必要があるため、その知識経験を有する専門審査員に意見を求めるという手続きをとっているとのことである。一方、認定申請者は、教育・保育の専門家であっても行政手続きには不慣れな場合もあり、本件のように専門審査員からの意見聴取の必要性など、認定手順についての理解を得にくいことも考えられる。

監査対象機関においては、認定行為を行う公の機関としての文書や発言が申請者に与える影響をよく考え、認定手続きについて事前の説明を徹底するとともに「審査会」という附属機関と混同されるような名称の使用を避け、認定制度全般について、申請者に十分な理解を得られるよう配慮を求める。

以 上

公安委員会

福岡県公安委員会告示第130号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年5月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年6月25日（木） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること

- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第131号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年5月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日時	場所	開催警察署
平成27年6月10日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成27年6月10日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署
平成27年6月17日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第132号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成27年5月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年7月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成27年7月9日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成27年7月16日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年7月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。